二　指定保税地域の業務の具体的内容及び手順
三　指定保税地域の業務の一部を他の者に委託する場合にあつては、当該他の者が行う業務の運営についての管理及び指導に関する事項
四　税関との間における連絡体制に関する事項
五　帳簿（法第三十四条（記帳義務）に規定する帳簿をいう。）の作成及び保管に関する事項
六　指定保税地域において貨物を管理する者（その者が法人である場合においては、その役員を含む。）又はその代理人、支配人その他の従業者が法令を遵守するために必要な教育及び研修に関する事項
七　法令に違反した者に対する懲罰に関する事項
八　その他参考となるべき事項
（保税蔵置場に係る保税業務規則の記載事項）

第四条　法第四十三条第十一号（許可の要件）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。ただし、税関長が貨物の種類その他の事情を勘案して規定する必要がないと認める事項は、これを規定することを要しないものとする。

一　法及び他の法令（以下この条において「法令」という。）を遵守するために必要な体制を整えるための次に掲げる事項
イ　保税蔵置場の業務の総合的な管理及び監督に係る責任者の氏名及び職名
ロ　保税蔵置場の業務に係る責任者の氏名及び職名
ハ　法令の遵守状況の監査に関する業務を行う者の氏名及び職名
二　保税蔵置場の業務の具体的内容及び手順
三　保税蔵置場の業務の一部を他の者に委託する場合にあつては、当該他の者が行う業務の運営についての管理及び指導に関する事項
四　税関との間における連絡体制に関する事項
五　帳簿（法第三十四条（記帳義務）に規定する帳簿をいう。）の作成及び保管に関する事項
六　法第四十二条第一項（保税蔵置場の許可）の規定による許可を受けようとする者（その者が法人である場合においては、その役員を含む。）又はその代理人、支配人その他の従業者が法令を遵守するために必要な教育及び研修に関する事項
七　法令に違反した者に対する懲罰に関する事項
八　その他参考となるべき事項
（法令遵守規則の記載事項）

第四条の五　［略］

［一～六　略］

七　帳簿（法第三十四条（記帳義務）に規定する帳簿をいう。）の作成、保管及び管理に関する事項

［八～十一　略］

［条を加える。］

（法令遵守規則の記載事項）

第四条の五　［同上］

［一～六　同上］

七　帳簿（法第三十四条の二（記帳義務）に規定する帳簿をいう。）の作成、保管及び管理に関する事項

［八～十一　同上］